

名古屋市公報	平成30年 6月13日 第1261号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長

目	次	ページ
告 示		
○ 粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託について	(環境・作業課) (第383号)	3
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第384号)	8
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第3号)	12
教 育 委 員 会 規 則		
○ 名古屋市図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則	(第18号)	14
上 下 水 道 局 告 示		
○ 災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務の委託	(第8号)	16
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(市経・地域商業課)	17
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	20
○ 土地改良区の役員の就退任の公告	(緑土・都市農業課)	22
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	23

教育委員会規則のあらまし

○ 名古屋市図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則（第18号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市図書館協議会に、同協議会の議決により付議する事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができるようにします。

（第 4条関係）

- (2) その他規定の整備を行います。（第 1条、第 2条及び第 5条から第 8条まで関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市告示第 383号

粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように手数料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成30年 6月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

委託した相手方
名古屋市中村区鳥居西通 1丁目 1番地 株式会社アオキスーパー 代表取締役社長 青木 俊道
名古屋市北区浪打町 2丁目35番地 国分グロースーズチェーン株式会社 中部運営部 部長 山地 浩史
名古屋市守山区森孝東一丁目 509番地 株式会社清水屋藤ヶ丘店 代表取締役 清水 隆行
名古屋市中村区名駅五丁目25番 1号 イオンリテール株式会社 東海カンパニー人事総務部長 萩本 学
名古屋市千種区内山二丁目13番 株式会社スギヤマ薬品 代表取締役社長 杉山 貞之
名古屋市緑区六田一丁目 160番地

株式会社スーパーヤマダイ 代表取締役 近藤 鉄也
名古屋市中村区名駅五丁目25番 1号 イオンリテールストア株式会社 東海カンパニー管理部長 萩本 学
東京都千代田区岩本町三丁目10番 1号 山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業統括本部長 島田 克哉
名古屋市千種区今池二丁目27番22号 名古屋市公設市場協会 会長 福島 昭夫
名古屋市中区正木一丁目10番 6号 名古屋酒販協同組合 代表理事 春日井 義雄
名古屋市熱田区川並町 2番22号 名古屋青果物商業協同組合 理事長 小杉 利憲
名古屋市東区矢田南一丁目 6番32号 愛知県たばこ販売協同組合名古屋東支部 支部長 大矢 武
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反 107番地 名古屋北部青果物商業協同組合 理事長 須田 勇
岐阜県多治見市大針町 661番地の 1 株式会社バロー 代表取締役 田代 正美
大阪市鶴見区今津南一丁目 5番32号 株式会社コノミヤ 代表取締役 芋縄 隆史
名古屋市北区丸新町34番地

株式会社ビー・アンド・ディー 代表取締役 正木 寛
東京都豊島区東池袋三丁目 1番 1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司
名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番 6号 株式会社フィールコーポレーション 代表取締役 蟹江 義雄
千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1 ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本 明裕
和歌山市中島 185番地の 3 株式会社オークワ 代表取締役 神吉 康成
名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の 1 生活協同組合コープあいち 専務理事 森 政広
名古屋市東区葵三丁目15番31号 株式会社ヤマナカ 代表取締役 中野 義久
愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ユニー株式会社 代表取締役 佐古 則男
名古屋市中川区宮脇町 2丁目11番地 株式会社義津屋 太平通り店 店長 国弘 隆靖
名古屋市中区金山一丁目14番18号 株式会社ローソン 愛知・静岡運営部運営部長 神沢 伸保
名古屋市緑区池上台二丁目20番地

株式会社米増商店 代表取締役 近藤 恒人
名古屋市中区伊勢山二丁目 7番28号 愛知県たばこ販売協同組合名古屋中支部 支部長 河野 章
東京都千代田区二番町 8番地 8 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 古屋 一樹
名古屋市西区玉池町36番地 山崎製パン株式会社名古屋工場 工場長 川北 真樹
名古屋市中区錦一丁目18番22号 マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知
名古屋市守山区大字上志段味字山の田1033番地の 4 倉知商店 代表者 倉知 幹雄
名古屋市東区東大曾根町25番 9号 株式会社不二屋 代表取締役 成瀬 敏典
名古屋市北区杉栄町 2丁目48番地 株式会社トミダ 代表取締役 富田 克美

2 収納を委託した手数料

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4年名古屋市条例第46号）第32条第 1項に規定する一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ処理手数料に限る。）

3 委託期間

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

名古屋市環境局事業部作業課

名古屋市告示第384号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成30年6月8日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年6月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	福田前新田福田線	名古屋市港区西茶屋一丁目 227番の16地先から	前	0.810	4.13 ～ 4.84	第 1 図 附 図
			名古屋市港区秋葉一丁目 123番地先まで	後	0.810	7.13 ～ 10.66	

2 道路の供用開始

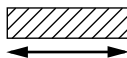
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	江川線	名古屋市熱田区四番一丁目1116番の4地先から 名古屋市港区七番町2丁目12番の1地先まで	第 2 図 附 図
	1	土古町線第4号	名古屋市中川区若山町4丁目9番の1地先から 名古屋市中川区若山町4丁目22番の1地先まで	第 3 図 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図

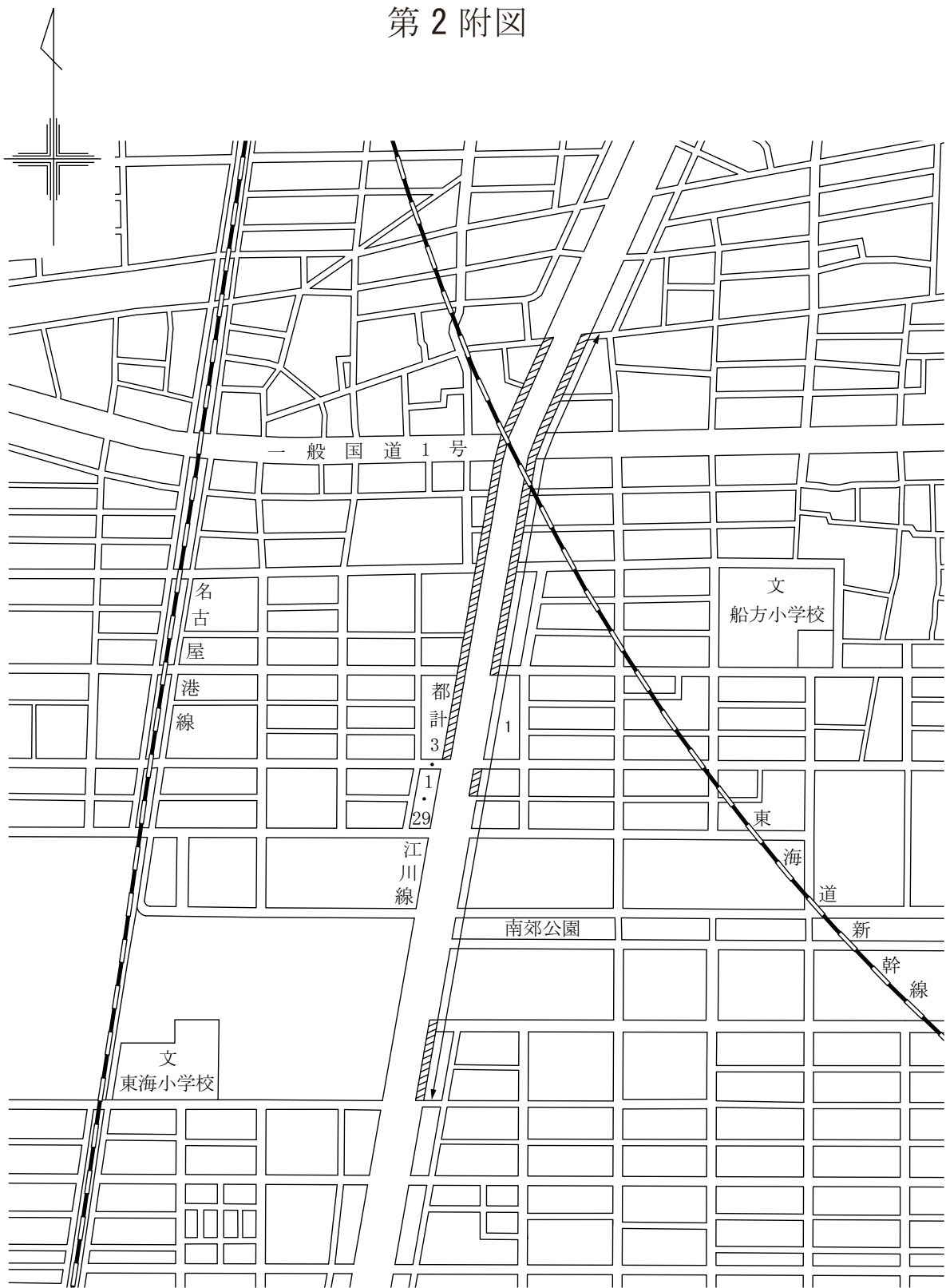


凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 2 附図



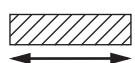
凡 例

 道路の供用を開始する部分


第3 附図



凡 例

 道路の供用を開始する部分

名古屋市選挙管理委員会告示第 3 号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成30年 6 月 6 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

- 1 地方自治法第74条第 1 項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第 1 項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,486 人

- 2 地方自治法第76条第 1 項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第 1 項（市長の解職の請求）及び同法第86条第 1 項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

334,283 人

- 3 地方自治法第80条第 1 項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,525 人	熱 田 区	18,211 人
東 区	21,118 人	中 川 区	60,251 人
北 区	45,546 人	港 区	39,106 人
西 区	40,748 人	南 区	38,076 人
中 村 区	37,568 人	守 山 区	46,811 人
中 区	22,786 人	緑 区	65,848 人
昭 和 区	28,196 人	名 東 区	43,811 人
瑞 穂 区	29,774 人	天 白 区	43,385 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

312,377 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月 5 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第18号

名古屋市図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市図書館協議会条例施行規則（昭和44年名古屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和44年名古屋市条例第7号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条第1項中「名古屋市図書館協議会」の次に「（以下「協議会」という。）」を加える。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条の見出し中「届け出」を「届出」に改め、同条中「会長」の次に「（部会にあつては、部会長。以下同じ。）」を加え、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（部会）

第4条 協議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、協議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経

過及び結果を協議会に報告する。

- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 条例第6条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に定めるところにより告示する。

平成30年6月6日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 委託の相手方

日本郵便株式会社 名古屋中郵便局

代表者 郵便局長 大和田 尚

2 委託する事務の範囲

(1) 災害用備蓄飲料水「名水」（以下「名水」という。）の販売代金の徴収

(2) 前号により収納した名水の販売代金の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み

(3) 前2号に定める事務に附帯する事務

3 委託期間

平成30年5月31日から平成31年3月31日まで

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 6月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー名古屋竜泉寺北店

名古屋市守山区桔梗平一丁目 102番 ほか 3筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コメリ	代表取締役 捧 雄一郎	新潟市南区清水4501番地 1

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コメリ	代表取締役 捧 雄一郎	新潟市南区清水4501番地 1
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年 1月22日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,720平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

479台

(2) 駐輪場の収容台数

89台

(3) 荷さばき施設の面積

342.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

80.10立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)コメリ	午前 9時00分 (A棟 2階は午前 7時00分)	午後 9時00分
未定	午前 0時00分	午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
1階平面駐車場①	午前 8時30分から午後 9時30分まで
2階平面駐車場②	午前 0時00分から午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
A棟 1階北側荷さばき施設①	午前 6時00分から午後10時00分まで
A棟 2階北側荷さばき施設②	午前 6時00分から午後10時00分まで
B棟北側荷さばき施設③	午前 0時00分から午後12時00分まで

7 届出の日

平成30年 5月21日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 6月 5日から同年10月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成30年10月 5日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 6月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）港明用地開発事業 商業施設計画
名古屋市港区港明二丁目 501番 1 ほか 2筆

2 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設	容量	
	変更前	変更後
商業棟 1北側廃棄物等保管施設 1	160m ³	変更なし
商業棟 1南側廃棄物等保管施設 2	143m ³	変更なし
商業棟 2北側廃棄物等保管施設 3	15m ³	9m ³
商業棟 2北西側廃棄物等保管施設 4	—	6m ³
計	318m ³	変更なし

廃棄物等保管施設の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成30年 9月30日

4 変更する理由

施設計画の一部見直しのため

5 届出の日

平成30年 5月16日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
港区役所情報コーナー、熱田区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 6月 5日から同年10月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年10月 5日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

平成30年 6月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 茶屋新田土地改良区

(1) 退任役員

理事	山田 覚	名古屋市港区川園二丁目 153番地
理事	布目 義彦	名古屋市港区小賀須三丁目 320番地
理事	坂野 悠治	名古屋市港区秋葉一丁目55番地
理事	坂野 敏一	名古屋市港区東茶屋一丁目 102番地
監事	白石 享士	名古屋市港区川園三丁目96番地
監事	山田 明彦	名古屋市港区西茶屋三丁目 130番地
監事	坂野 孝	名古屋市港区東茶屋一丁目 425番地

(2) 就任役員

理事	山田 覚	名古屋市港区川園二丁目 153番地
理事	布目 春生	名古屋市港区東茶屋一丁目 239番地
理事	近藤 松一	名古屋市港区大西三丁目 8番地
理事	戸谷 秀秋	名古屋市港区東茶屋二丁目 193番地
理事	橋本 定治	名古屋市港区東茶屋一丁目 655番地
監事	坂野 克也	名古屋市港区川園三丁目85番地
監事	吉田 勇雄	名古屋市港区西茶屋三丁目 127番地
監事	武田 照美	名古屋市港区東茶屋一丁目 502番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミッドランドスクエア

名古屋市中村区名駅四丁目 7番 1号

2 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物内地下駐車場	200台	151台

駐車場の位置については縦覧によります。

3 変更の日

平成31年 1月25日

4 変更しようとする理由

利用実態に見合った駐車場運営とするため

5 届出の日

平成30年 5月24日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中村区役所情報コーナー、西区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー
及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 6月 8日から同年10月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年10月 9日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課